

尾州有楽流 免状・資格について（修道階梯案内）

茶道の許状・免状は、大部分の流派で「特定の点前などを『これから学ぶことを許可する』許し状」という形態をとっており、この場合「修了証」としての意味をもちませんが、尾州有楽流の免状は、「各階梯で定められた内容を修得したことを認め、所定の段級・資格を免許する」という「修了証」としての免状です。

各階級に応じた実技と筆記の試験に合格することで認定されます。

尾州有楽流で定める段級・資格と、その階梯ごとに修得を求められる内容は、以下の通りです。 ※ここでは級位・段位のうち「級位」を紹介します。

◆初級

- * 客の作法（席入り・薄茶の客）
- * 薄茶点前（立礼卓、風炉・炉：運び水指、置き水指）
- * 初歩の水屋の作法（道具の置き場、茶碗の洗い方、等）

◆中級

- * 客の作法（濃茶）
- * 薄茶点前（風炉：長板・台目・硯屏点・手桶水指・釣瓶水指など、炉：各種棚物・長板・台目・硯屏点・手桶水指・釣瓶水指など）
- * 中級の水屋の作法（菓子の盛り方、茶器への茶の掃き方、水屋での薄茶の点て方（茶会時）、等）
- * 茶会の際のお運び役の所作（薄茶）
- * 茶道具（掛物・茶碗等焼物類・茶杓等竹類・釜等金属類）の基礎的な知識
- * 上菓子についての基本的な知識
- * 茶花の基本的な知識

◆上級

- * 客の作法（茶事）
- * 濃茶点前（上記の薄茶点前を濃茶で）
- * 薄茶点前（風炉：台子の各種飾り・逆勝手・逆勝手逆点前（違い点）・逆勝手酷暑点前、炉、台子の各種飾り・向切・隅炉）
- * 上級の水屋の作法（釜の懸け方、水屋での濃茶の点て方（茶会時）、等）
- * 茶道具の基礎的な扱い
- * 茶会の際のお運び役の所作（濃茶）
- * 懐石についての基本的な知識